

平成23年 5月13日（金）

日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成22年度橋本市一般会計補正予算（第10号））から、日程第19 選第1号 橋本市監査委員の選任についてまでの12件

○議長（井上勝彦君）日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成22年度橋本市一般会計補正予算（第10号））から、日程第19 選第1号 橋本市監査委員の選任についてまでの12件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、5月市議会臨時会に提案する議案についてご説明を申し上げます。

本議会には専決処分事項の承認案件10件、工事請負契約の締結案件1件、監査委員の選任案件1件、合計12件の案件を上程させていただきました。

まず、承認第1号は、平成22年度橋本市一般会計補正予算（第10号）についてでございます。歳入では3月定例市議会以降に確定した地方譲与税、利子割交付金などの各交付金や地方交付税、特別会計繰入金など各歳入科目の増減額をそれぞれ補正計上するとともに、歳出では、この後ご説明いたします承認第2号及び承認第3号の両特別会計廃止に伴う会計精算により、一般会計から両会計への繰出金を合わせて748万4,000円減額補正したものでございます。このことから、歳入では増額、歳出では減額となり、差し引き増減額を財政調整基金で調整した結果、1億6,100万円を基金繰入金から減額することができました。

次に、承認第2号 平成22年度橋本市老人保健特別会計補正予算（第1号）と、承認第3号 平成22年度介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、両特別会計とも平成22年度末をもって廃止されたことに伴うもので、3月31日の決算処理により会計精算を行ったものでございます。その結果、両会計とも黒字となることから、その黒字相当額を一般会計へ繰り出すことで収支の調整を行っております。

続きまして、承認第4号 平成23年度橋本市一般会計補正予算（第1号）でございますが、平成22年度末で廃止された国民宿舎紀伊見荘の売却の遅れから、市の普通財産として施設維持管理が必要となり、その関係経費として193万5,000円を増額補正するとともに、去る3月11日に発生した東日本大震災の被災地を支援するため、職員の派遣経費や支援物資の購入費、本市へ避難された場合の受け入れ経費など東日本大震災の支援に要する経費として、856万5,000円を予算化するものでございます。

また、承認第5号 平成23年度橋本市水道事業補正予算（第1号）につきましても、東日本大震災の被災地の給水活動費用として301万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、承認第6号の橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成23年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

承認第7号の橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましても、健康保険

法施行令等の一部を改正する政令が平成23年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

承認第8号の橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置を定める省令の一部を改正する省令が平成23年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

承認第9号の橋本市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日から施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

承認第10号は、財産の譲与についてでございます。岸上区との長年の懸案事項でありました広野山一件につきましては、議員の皆さまにもご報告してまいりましたとおり、岸上集会所の新築と譲与を条件として解決に向けた協議を続けてきたところでございます。その協議の結果、平成23年3月末に双方合意に至りましたので、岸上集会所の土地及び建物を岸上区に譲与したものでございます。

ただ今ご説明申し上げました承認第1号から承認第3号までは、平成23年3月31日に、承認第4号及び承認第5号は平成23年4月4日に、承認第6号から承認第8号までは平成23年3月31日に、承認第9号は平成23年4月27日に、承認第10号は平成23年3月30日にいずれも急施を要したため地方自治法第179条第1項の規定に基づきそれぞれ専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものでございます。ご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、選第1号は、橋本市監査委員として中西峰雄氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

次に、別冊の議案第1号は、工事請負契約の締結についてでございます。これは、すみだこども園新築工事に係る制限付き一般競争入札を執行しましたところ、奈和建設株式会社が落札しましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

以上、承認10件、議案1件、選1件、計12件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（井上勝彦君）市長の説明が終わりました。

これより、承認第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）お尋ねをします。

議案書の6ページなのですが、債務負担行為補正ということで、仮称やどり観光交流センター新築工事ということで、この債務負担行為の額約1,000万円ですか、増額されているのですが、その理由等について伺います。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えいたします。

やどり温泉いやしの湯の施設につきましては、これまで10月の開業を目指して工事を行ってきましたが、東日本大震災の影響による工事資材の納入遅延等の理由によりまして集客につながる適正な開業時期を検討した結果、平成24年春に開業したいと考えているところでございます。

このたび、やどり温泉いやしの湯の工事予

算であります。新築工事の債務負担限度額を変更するために、専決処分をしました。その理由につきましてご説明をさせていただきます。

まず、本館の屋根材の仕様変更についてでございます。当初設計ではアスファルトシングル葺きとしていましたが、耐久性、強度、防火性、維持管理等を考慮した中でガルバリウム鋼板材に仕様を変更いたしたく今回提案させていただいております。この木材は凍結や紫外線に強く、軽量で地震にも有効であります。

次に、国道371号線から施設への進入道路につきまして円滑に車両が進入できるとともに、限られた施設のスペース、駐車場を有効に確保するため請負費の増額を行う擁壁工事が必要となります。この工事仕様変更は、原契約の施工に大きくかわりがありまして、工程にも影響することから今回専決処分といたしまして上程させていただいております。ご理解の程よろしく申し上げます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）大まかなことはわかったんですが、もう少し具体的に。この本館の屋根について、いろいろ材料等も変更することなんですか、その辺の理由というのか、わかればお願いしたいのと、この進入路については計画してなかったということなんでしょうか。それと概ね屋根材でどれぐらい増額になる、進入路の造成でどのぐらいの額になると、この点お尋ねします。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、屋根材につきましては、もとのアスファルトシングル葺きにつきましては約320万円ぐらいの設計をさせていただいております。今回、カラーのガルバリウム鋼板につき

ましては839万円、約550万円ぐらいの差額になるかと思っております。その耐久性とか凍結に強いとかいう形につきましては先ほど答弁させてもらったとおりでございますけれども、その中で管理のほうですけれども、ガルバリウムにつきましては屋根の塗り替え等、これにつきまして約10年間はオーケーという形で聞いております。当初計画させていただいておりましたアスファルトのシングルにつきましては、6年から7年程度で2度の塗装等が必要になるかと、管理等も含めました中で今回変更の提案をさせていただいておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

それと、擁壁につきましては従来のやどりの進入路から、進入路が若干西のほうになります。新しい進入道路につきまして、そこまでの区間約32mにつきまして、擁壁を今度構築するのでございまして、金額的につきましては約450万円、合わせて1,000万円の債務負担を組ませていただいております。ご理解よろしく申し上げます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので

で、討論を終結いたします。

これより、承認第1号 専決処分事項の承認について（平成22年度橋本市一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（井上勝彦君）次に、承認第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分事項の承認について（平成22年度橋本市老人保健特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（井上勝彦君）次に、承認第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分事項の承認について（平成22年度橋本市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（井上勝彦君）次に、承認第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）紀伊見荘の売却の遅れによる普通財産からの施設維持管理費193万5,000円増額補正されておりますけれども、この売却の遅れの理由と、そしてその関係経費をもう少し細かくご説明をしていただきたい

いと思います。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）紀伊見荘売却につきましては、昨年来公募をした中で募集をしてきております。その中で、1件の申込みがあった中で、4月1日になるという形の中でオープンを目指してきたところでございますが、地元との調整等、買い主との調整も含めまして、今現在は契約には至っておらないところでございます。ただ、その調整も現在、地元調整、買い主の調整、債務調整をした中で近々に売買契約をする見込みの中で今現在は進んでおるところでございます。それと、経費につきましてですけれども、まず、利用費につきまして、電気料につきましては、これ、4月分5月分の2カ月分でございますけれども、基本料金、これにつきましては高压電気契約になっておりますので23万7,620円、それと空調、エレベーター、事務室等の使用料金がございまして。これは昨年の最近の実績の70%として予算化をさせていただいております。これで、22万9,440円。それと常時使用分12万2,500円、これにつきましては建物の浄化槽、常時動かしておく必要のある簡易水道とか浴室の水中ポンプの電気代として12万2,500円を予定させていただいております。その4・5月分、一月間が約58万9,560円、その4・5月分の2カ月として117万9,118円の計上をさせていただいております。それと委託料でございますけれどもこの委託料につきましては、自家用の電気工作、保安管理業務ということの中で2カ月分で3万円、エレベーターの保守点検業務で11万3,000円、これにつきましては5万6,500円の2カ月でございます。浄化槽の維持管理、これにつきましては3万3,600円の2カ月で6万7,000円。それと業務委託。これにつきましては現在、建物の整備管理委託業務としまして週に2回、根古

川地域振興協会にお願いしまして、機械等の作動、かなり老朽化しておりますので週に2回設備を動かしていただいている、その業務内容でございます。それと、常時事務所の管理委託業務としまして4月・5月分、これにつきまして58日間、市の臨時職員に準じる形の中で6,090円×58日ということで35万3,220円、合計46万3,000円の施設管理業務委託を計上させていただいております。主なところではそういうところでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）7ページの東日本大震災支援に要する経費のうち、扶助費、避難児童援助費159万1,000円とあるんですけれども、この内訳と、どういうふうな援助をされるのかということと、避難された場合のと書いてあるので、今のところ予定の方はいらっしゃるのかなとは思いますが、その辺の見込みとかについて説明をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（山本芳弘君）避難児童援助費159万1,000円の明細でございますけれども、これにつきましては小学生10名、中学生10名を見込んでおりまして、内容につきましては給食費、小学生の給食費が今現在270円いただいております。それと、中学生が300円いただいておりますので、そのそれぞれ10人の年間195日で積算しておりまして、合計が111万1,500円となります。それとあと、学用品関係で小学生、中学生それぞれ10名同じように20人で、その積算として35万8,380円。それからあと、医療費は、これ概算になるんですけど、12万円を見込んでおりまして、合計金額159万1,000円になります。それと、現在の被災児童生徒の受け入れ状況でございますけれども、昨日までの人数で、幼稚園で3名、小学生3名、合わせて6名の受け入れをしているとこ

ろでございます。なお、予算上には出ておりませんが、幼稚園の入園料1万円については免除という形で対応しておるところでございます。

○議長(井上勝彦君)ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただ今議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第4号 専決処分事項の承認について(平成23年度橋本市一般会計補正予算(第1号))を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(井上勝彦君)次に、承認第5号について質疑を行います。

質疑ありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第5号については、委員会の付託

を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第5号 専決処分事項の承認について(平成23年度橋本市水道会計補正予算(第1号))を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(井上勝彦君)次に、承認第6号について質疑を行います。

質疑ありせんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君)国民健康保険税について上限額が引き上げることなんですけれども、国民健康保険の場合所得だけではなくて、資産割であるとか、また家族の人数が多い場合でも国民健康保険税が高くなる場合があります。今回のこの限度額の引き上げで所得で言えばどのくらいの方が対象になるのか、また、何人の方が対象になるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長(井上勝彦君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)これは、22年7月当初賦課時の数字で申し上げます。

まず、医療分賦課限度額を超えている世帯数、賦課対象が1万184世帯中147世帯が超え

ます。それと、後期高齢者支援金分賦課限度額を超えている世帯数は、対象世帯1万1,804世帯中234世帯です。それと、介護分賦課限度額を超えている世帯数ですけれども、賦課対象5,409世帯中159世帯です。それで所得なんですけれども、これは固定資産の状況とか家族数によって当然変わってくるんですけれども、ちなみに1人、単身世帯ですと、課税対象所得が、医療分ですけれども、767万1,000円、これを超えると51万円、最高限度額になります。それと同じく単身で、支援金分が727万2,000円を超えると14万円になります。それと、介護分ですけれども、615万3,000円を超えますと12万円になります。その他家族数とかいろいろ個々によって違いますので、単身世帯のみ紹介させていただきました。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第6号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（井上勝彦君）次に、承認第7号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただ今議題となっております承認第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第7号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長（井上勝彦君）次に、承認第8号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただ今議題となっております承認第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、承認第8号 専決処分事項の承認について(橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(井上勝彦君)次に、承認第9号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)お尋ねをいたします。

橋本市税条例の一部改正ということなんです、東日本大震災に係るいわゆる減免等の措置と申しますか、改正かと思うんですが、少し改正についての説明を願います。それと、どの程度の対象があるのか、この点を伺います。

○議長(井上勝彦君)総務部長。

○総務部長(那須浩二君)ただ今のご質問に

お答えをさせていただきたいと思っております。

まず市税条例第22条のほうに関しましては、いわゆる東日本大震災に係る雑損控除額の特例ということでございます。住民税は翌年課税が原則でございます。しかし、災害発生が3月11日ということで、23年ということになるわけなんです、22年であったものとみなして控除の特例が受けられるということでございます。それと、単年度で控除し切れない場合通常3年でございますが、これが5年まで延長されるということでございます。次に、23条のほうに関しましては、住宅ローン控除でございます。住宅ローン控除の適用住宅が大震災で滅失等しても、25年度分住民税以降の残存期間の継続適用が可能になります。それと、24条になりましては、固定資産税の特例の適用ということでございますが、固定資産税の代替え、いわゆる被災を受けまして新たに代替え資産として住宅等を購入する場合の特例、住宅用地としての特例控除が受けられるということでございます。ただ、橋本市民であって被災地に住宅等を所有して被害にあった場合という方の対象ということとはございません。それとあわせて、現在、その代替え資産という申し出もございません。

以上でございます。

○議長(井上勝彦君)3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)全部、この条例改正するけれども対象はないということなんですか。それと、住民税ならその減額されると、住宅ローンについて助成されるとか、これ抽象的な説明なんです、いくら、例えば住民税がゼロになるとか、そこまで詳しいことわかりますか。わからなかったら仕方ないんですが。その助成の中身、内容についてわかる場所を説明ください。

○議長(井上勝彦君)総務部長。

○総務部長(那須浩二君)済みません。わか

る範囲という形でお答えをさせていただきたいと思えます。

雑損控除におきましては、その家屋等とそ
の方の収入等がございます。収入に関しまし
ては、いわゆる所得税の中での減免、軽減と
いうのがございまして、500万円以下の所得の
方は全額免除、500万円から750万円以下の
方は2分の1軽減、750万円超1,000万円以下の
所得金額の方は4分の1軽減という適用が受
けられるということになってございます。ま
た、小規模住宅用地ということで、固定資産
の場合でしたら、小規模住宅用地といいま
すといわゆる課税標準の価格の6分の1とな
ってございます。ですから、これの適用が代
替地においても適用されるということござい
ます。

以上でございます。

○議長(井上勝彦君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ないようですので、こ
れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります承認第9号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、承認第9号 専決処分事項の承
認について(橋本市税条例の一部を改正する
条例) を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(井上勝彦君)次に、承認第10号につ
いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります承認第10号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、承認第10号 専決処分事項の承
認について(財産の譲与について) を採決
いたします。

本件は、承認することにご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

○議長(井上勝彦君)次に、議案第1号につ
いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 岡君。

○21番(岡 弘悟君) 済みません。この落札

率が95.5%で落札されているんですけども、約4.5%の中に入札の参加が5社あるんで、4.5%の中に約5社。ほとんど団子状態の入札額が入っていたということになりますけども、近年95.5%というのは、稀に見る高い落札率だとは思いますが、これに、高いこの落札価格になった要因と思われるのは、行政的にどのようにお考えになられているのか、その辺をいくつか教えてください。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）済みません。確かに入札率の数字をもってすれば、95.5という数字になってございます。入札におきましても、それぞれの工事におきまして現在の社会情勢等いろんなことを踏まえて各業者が見積もりをいただいていると、そして入札をいただいておりますので、その結果が今回の結果になったということでございます。ただ、要件としましては現在の社会情勢とか経済情勢のかけんで、震災等もございしますが、それらのことを踏まえたことが一因であったのかなと思います。

以上です。

○議長（井上勝彦君）21番 岡君。

○21番（岡 弘悟君）私も資材等の価格の上昇というのは非常に、話で聞いていますので、それは非常に影響しているのかなとは思いますが、じゃあそうなれば積算単価の早期の見直しというのはどんどんやっていかなければならないんじゃないかと思うんです。だいたい、積算の単価見直しされるとというのが半年遅れとかで、県のほうで見直しされていたんだと、僕が自分の仕事やらせてもらっていたときにはそうやったんですけども。こういった現状の中で、恐らく今予想されるのがどんどんどんどん資材が高くなっていく。安くなることはないと思います。こういった大規模災害起こってますんでね。ということ

は、今後、落札率だけ見ると非常に高いけども、実際は業者の中では薄利な部分、つまり低入札とほぼ変わらないような形を引き起こす場合がありますので、見た目は95.5%とか90%を超えてくるんやけども実際は積算の単価よりも高い仕入れになってしまうといった場合が出てきますので、そういった、ある程度スライドはできるというのは聞いているんですけども、根本的な積算単価の見直しというのは必要であるとお考えになっておられるのでしょうか。その辺をまず一つと、あと今後の資材等の価格上昇に応じて、それをその都度その都度積算の単価を見直すことが可能なのか、この二点をお願いします。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）まず、一般的に公共工事の積算に関しましては県のほうで、具体的に申し上げますと技術調査課というところで上期・下期で各関係業界のほうへ見積もりを徴し、それをもって価格決定をし、県下の自治体はそれをもって積算をするという流れになってございます。それから、議員おただしのとおり年に2回が通例でございます。

そういったところで、今回のような特異的なケースどうなるかということで、現在のところ国のほうからも東日本大震災の影響を鑑みてもろもろ柔軟に対応するようにと通達等は来ておりますが、具体的なところはまだ何も指示がございません。そういったところで、この件については公共工事全般の話ですので、橋本市だけでなし得る部分というのはほとんどございませんので、今後、国・県とも協議しながら、議員おっしゃるような趣旨に沿えるかどうかというのは、今後の検討というふうにさせていただきたいと思います。

それと、途中における単価改正云々でございんですけども、一旦契約しますと、先ほど議員おっしゃったように契約書の中でのスライ

ド条項、それから経済変化等に伴う変更というのは文面上はあるんですけども、なかなかこれは一旦契約しておりますと、契約者の負担でやっていただく部分というのは相当ございますので、契約上はある程度は可能ですけども、なかなかそこらを臨機応変にといつところまではいきません。そういったところで、先ほども申しましたとおり近年にない特異な状況下でございますので、今後、国・県とも協議しながら各地方自治体とも協議しながらの検討課題というふうなことでしか現状ではお答えできないかなというふうに考えます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）済みません。ちょっと私の記憶では、3番、4番というか、この予定価格とか調査基準価格というの、予定価格は出たと思うんですけども、調査基準価格というのは今まであんまり記憶がないんですけども、何せ建築屋ではないのでこの辺が理解できてないんですけど、ちょっと予定価格はわかるんですけど、これも積算して出しと思うんですけども、調査基準価格とこれ、差が6,000万円以上あるんですけども、これはどういうふうに見たら、今後出てくるのであれば見とかないかんし、これはどういうものであるか、ちょっとお教え願えますか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）調査基準価格、いわゆる7番のほうであります低入札価格調査対象という形になってございます。といいますのは、この金額を下回る入札をされた場合、市としましても良いものを建設をしていただきたいということが原則ありますので、この金額を下回りますといかがなものかという形になってまいりますという基準が調査基準価格ということでございます。この金額を下回った場合に業者等の、いわゆる価格構成、見

積もり構成についての調査をさせていただくという形になります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）1番 辻本君。

○1番（辻本 勉君）その出し方というのは、予定価格というのは当然いろいろ試算して出してくると思うんですけど、この調査基準価格というのは予定価格の何%とかいうそういう基準を設けとるんか、もっと詳しくものすごく具体的に調べた中で積算してるのか、ちょっとその辺ははっきり私理解できてないんですけども、どういう出し方をされるんですかな。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）ちょっと詳細についてはご勘弁いただきたいんですけど、ここでわかる範囲でお答えさせていただきます。

まず、建築工事、土木工事ということで業種はあるんですけども、一般的に一般管理費ですとか、現場管理費もろもろ経費を見込んでございます。そのうち企業努力でもって圧縮できるであろうという部分と、例えば一般管理費ですとかそういったものを除外して、ただしこの額以下になるといわゆる人件費等に跳ね返ったり粗悪品が発生するおそれがあるというその線をこの調査基準価格ということにとるんですけども、おただしはその積算方法なんですけども、そういった形で経費の中で企業努力でもって圧縮可能であろうという部分を計算しましてそれを調査基準価格としますので、業種によってはそのパーセンテージは異なりますし、直接工事費と経費との関係においても工事ごとに変わる可能性がございますので、画一的に何%というふうにはならない、その意味はそういうことだということでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上勝彦君）次に、選第1号について質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により中西君の退席をお願いいたします。

〔8番（中西峰雄君）退場〕

○議長（井上勝彦君）質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、選第1号 橋本市監査委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

〔8番（中西峰雄君）入場〕

○議長（井上勝彦君）暫時休憩いたします。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時51分 再開）

○議長（井上勝彦君）それでは、再開いたします。